

## 蒲郡市出前講座実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等で構成している団体の主催する集会等に市職員等を講師として派遣し、市政の説明又は専門的な知識若しくは技術を生かした学習活動（以下「出前講座」という。）を行うことにより、市政への理解及びまちづくりへの参加意識の高揚を図るため、出前講座の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 出前講座を開催することができる団体は、市内に在住、在勤及び在学する者を原則として10人以上の者で構成された団体とする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、別に定めるものとする。

(講師)

第4条 出前講座を行う講師は、次のとおりとする。

- (1) 民間企業社員
- (2) 市以外の他の公共機関の職員
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認めた者

(開催時間及び場所)

第5条 出前講座の開催時間は、原則として午前9時から午後9時までの間とし、開催場所は、市内に限るものとする。ただし、個人宅は除く。

(申込方法等)

第6条 出前講座を開催しようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）は、当該団体が主催する集会等の14日前までに出前講座講師派遣申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 出前講座に係る施設の利用については、申込者が準備するものとする。

(市職員以外の者の講師派遣)

第7条 市長は、市職員以外の者の講師派遣については、その者が所属する団体と協議し、承諾を受けたのち講師派遣をするものとする。

(決定及び通知)

第8条 市長は、第6条第1項の申込みがあったときは、その内容を審査し、講師の派遣が適当又は不適当と認めたときは、出前講座講師派遣通知書(第2号様式。以下「通知書」という。)により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項により講師の派遣の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(講師派遣の制限)

第9条 市長は、講師派遣の目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の講師を派遣しない。この場合において、前条第1項に規定する決定の通知書を通知した後においても、同様とする。

(1) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等に利用されるおそれのあるとき。

(2) その他出前講座の派遣が適当でない認められるとき。

(変更等の届出)

第10条 出前講座受講の決定を受けた団体は、開催日時、場所等申請内容に変更があったときは、直ちに市長に届出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

(講師料等)

第11条 出前講座の講師料は、無料とする。ただし、原材料費その他必要な経費は、団体において負担するものとする。

(庶務)

第12条 出前講座の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市出前講座実施要綱の規定による第1号様式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

## 出前講座講師派遣申込書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

団 体 名

代表者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話（         ）

出前講座の講師の派遣について、次のとおり申し込みます。

講座番号		希望講座名	
希望日時	第1希望	午前 午後	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
	第2希望	午前 午後	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
場 所			
団体の活動内容			
参加人員	人		
備 考			

○事前に打合せを行う場合がありますので、担当者が代表者以外の場合は、備考欄に担当者のお名前と連絡先（電話番号）をご記入ください。

○申請者の団体名は必ずご記入下さい。

○場所は、市内に限ります。また、個人の家は、避けてください。公共施設・地区集会場などをお願いします。

○申込先：蒲郡市教育委員会生涯学習課 蒲郡市港町17-17

電話66-1167 FAX66-1199

消防関係の講座は、消防本部（68-5119）に直接お申し込みください。

第2号様式（第7条、第8条関係）

## 出前講座講師派遣通知書

年 月 日

様

蒲 郡 市 長  
(公印省略)

年 月 日付けで申込みのありました出前講座の講師の派遣については、次のとおり 派遣します ので通知します。

講 座 名	
開 催 日 時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 ~ 時 分
場 所	
派 遣 職 員	
派 遣 の 条 件	
講師を派遣できない場合の理由	
備 考	

※問い合わせ先：教育委員会生涯学習課 電話 6 6 — 1 1 6 7